

消費税引き上げに伴う 各種手数料改定のお知らせ

この度の消費税法等の改定により、2019年10月1日から消費税率が現行の8%から10%に引き上げられることとなりました。

これに伴い、消費税が課税される下記の諸手数料等につきましても新消費税率（10%）を適用させていただきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

消費税が課税されている手数料の例

- 振込手数料
- A T M利用手数料
- 貸金庫手数料
- 保護預り手数料
- 夜間金庫取扱手数料
- ローン・融資関係手数料
- 手形・小切手等発行手数料
- 各種証明書発行手数料
- 口座振替手数料
- 代金取立手数料
- 通帳・証書・カード再発行手数料
- インターネットバンキング、
でんさい手数料
- その他手数料 等

お 願 い

※ お手元にある現行の手数料（消費税8%適用分）の表示がされた当金庫のパンフレットや説明書等につきましても、2019年10月1日以降は改定後手数料（消費税率10%適用分）に読み替えてご利用ください。